

1. 件 名：東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所6号機の一時的な緊急事態区分(AL31)の運用変更について

2. 日 時：令和2年4月16日 13:36~14:11

3. 場 所：原子力規制庁3階 室内会議卓 (Web会議)

4. 出席者

原子力規制庁 緊急事案対策室

宮地防災専門官、岡村係長

東京電力ホールディングス株式会社

原子力運営管理部 課長 他1名

5. 要 旨

東京電力ホールディングス株式会社から、同社柏崎刈羽原子力発電所6号機の使用済燃料貯蔵プールについて、点検に伴い、一時的に原子力防災業務計画に定める緊急事態区分(AL31)の判断基準を対象外とすること、当該期間中は代替の基準を設定し運用する旨の連絡があった(資料1)。

原子力規制庁より、原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説に基づく「計画された機能喪失について」に該当することを確認した。加えて、当該期間中の代替の判断基準が設定されていることを確認した。

6. その他

配布資料：資料1 柏崎刈羽原子力発電所6号機燃料プール冷却浄化系弁点検作業における緊急事態区分(AL31)を判断する基準を対象外とする運用について(東京電力ホールディングス株式会社)